平成30年3月27日発行 長崎県警察本部 生活安全企画課 12095-820-0110

もってごりオットワーク連信

第8号

総合消費料金の訴訟最終告知等と記載されたのガギに注意



※

県内全域において、

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」 等と記載されたハガキが届いたという相談が数多く寄せられています。特に3月中は件数が大幅に増加していますので、注意事項をよく確認してだまされないように御注意下さい。

八ガキに記載されている注意すべきキーワード

※ { 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 総合消費料金未納分訴訟最終通知書 など

東京都千代田区霞が関〇〇〇〇

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

消費者訴訟告知センター

民事訴訟管理センター など

お問合せ窓□03-○○○-××××

上記のキーワードがあれば、<u>詐欺!!</u> また、左記図のような「情報保護シール」 がハガキ裏面に貼付けられている事例も確 認されています。



- 1 お金の請求に関するハガキやメールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談してください。
- 2 記載された電話番号には絶対連絡しないでください!
- 3 連絡してしまうと、弁護士などを名乗る者から、コンビニでのお金の支払いを指示される可能性があります。